

令和8年度自動消火器設置業務委託（単価契約） 仕様書

1. 業務内容

65歳以上の在宅高齢者の生活上の便宜を図ることを目的とする、大阪市在宅高齢者日常生活用具給付事業により、在宅高齢者宅へ自動消火器の納品・設置を行うこと。

なお、詳細については、以下のとおりとする。

2. 商品仕様

噴射部と液状の消火薬剤タンクが分離し、温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射できるものであり、下記の仕様を満たすもの

【一般火災用】

項目	仕様
性能評価	日本消防設備安全センター性能評定合格品
作動温度	65℃程度
薬剤容量	3L
公称防護面積	1m ² 以上
放射時間	20 秒以上
重量	8kg 程度
全高	約 610mm 程度
最大幅	約 135mm 程度
放射導管	φ 11mm×3m 以内

【台所火災用】

項目	仕様
性能評価	日本消防設備安全センター性能評定合格品
作動温度	95℃程度
薬剤容量	3L
公称防護面積	1m ² 以上
放射時間	20 秒以上
重量	8kg 程度
全高	約 610mm 程度
最大幅	約 135mm 程度
放射導管	φ 11mm×3m 以内

3. 業務詳細

(1) 受注

各区保健福祉センター（福祉業務担当）が対象高齢者へ自動消火器の給付決定後、連絡票（様式1）を受注者あてに電子メールにて送信することにより随時発注を行う。

ただし、年度末については、事業担当と調整のうえ、年度内に設置業務が完了できる受注期限を定めること。

(2) 納入期限

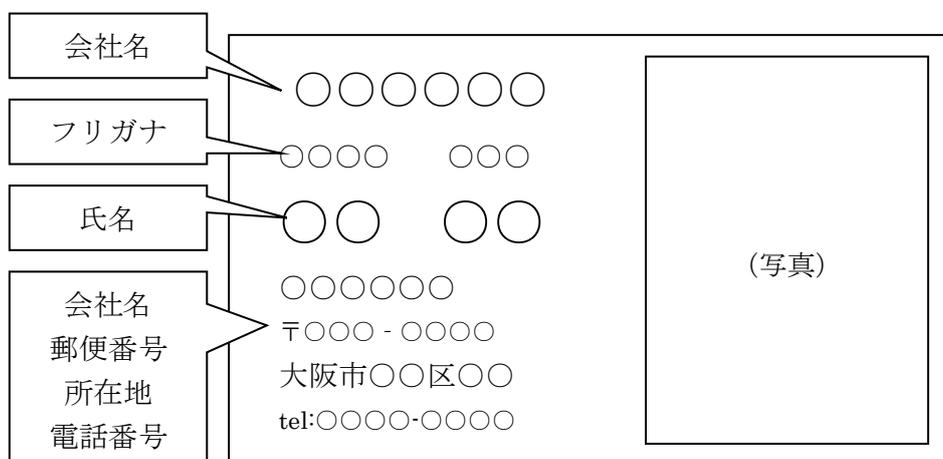
納入日時について、連絡票（様式1）に記載の納入期限内（概ね1ヵ月）に納入すること。
ただし、利用者の都合、又はその他やむを得ない事情によるものはこの限りではない。
なお、年度末においては、上記（1）の受注期限までに発注されたものは、年度内に設置業務を完了すること。
万一、連絡票（様式1）に記載した納入期限を超過する場合は各区保健福祉センター（福祉業務担当）へ連絡すること。

(3) 調整

受注者は、利用者と納入日時の連絡調整、用具種別の確認、用具の形状・工事内容についての説明等を電話等により行うこと。

(4) 納品及び設置

- ・ 納品及び設置作業に際しては、次の図を参考にした作業員用名札を着用すること。



- ・ 給付決定された自動消火器の種別に応じ、下記の場所へ商品を設置すること

種別	設置場所
自動消火器(一般火災用)	居室
自動消火器(台所火災用)	台所

- ・ 商品の設置は、利用者の生活実態にあわせて熱感知ノズル、消火装置本体の設置位置を設定することとし、利用者と十分に相談のうえ設置すること。
- ・ 消火器本体と熱感知ノズルを結ぶ放射導管の布設については、おおむね50cmごとに支持を設けること。また、支持を設ける際には取り付けネジ等により、壁・天井等に隠ぺいされた電線等を損傷させないように十分に注意をすること。
- ・ 商品の設置は、確実に作動することを担保し、安全性にも十分に配慮すること。
- ・ 商品設置時に利用者へ必ず取扱説明書に基づき商品の説明を行うこと。
- ・ 委託料については利用者宅への自動消火器の納品・設置1台に対する単価であるため、納品時に対象高齢者が不在であった場合、納品時に対象高齢者が設置を取下げた場合等、設置に至らなかった際に発生する費用については受注者負担とする。
- ・ 商品の設置以外の追加工事の希望により発生した費用については利用者負担とする。

(5) 報告

納入月の翌月 10 日までに

- ・納入報告書(様式 2)
- ・納入先一覧(様式 3)
- ・設置業務報告書(様式 4) … 設置前・設置後の写真を添付すること
を事業担当へ提出し履行完了の報告を行うこと。

ただし、年度末については、早急に報告をおこなうこと。

(6) 支払い方法

支払い方法については、納品月単位で毎月の実績払いとする。

(7) 情報管理

本業務については、個人情報を取り扱うため、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等の関する条例の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも各条項の規定を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

- ・ 本業務に係る個人情報について、第三者への提供を禁止すること。
- ・ 本業務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図面又は電磁的記録の複写及び複製を禁止すること。
- ・ 本業務を受託し、又は受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的の利用について、禁止すること。
- ・ 必要に応じて、本市職員による立ち入り検査を受けること。

4. 契約方法

納品・設置 1 台あたりの単価契約

5. 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

6. 予定数量

9 台 (一般火災・台所火災用)

※ただし、予定数量については、概算であり数量を確約したものではなく、数量が増減することがある。

7. 業務対象範囲

大阪市全域

8. 特記事項

- (1) 納品・設置については特段事情がない限り、平日 9 時から 17 時を原則とする。
- (2) 借家に居住する利用者が家主等 (住宅管理者) から設置にあたって申請書類の提出を求められた場合は、受注者において作成すること。
- (3) 契約商品が製造中止となった場合には、担当の承認を得た上で後継機種に変更することが

できる。

- (4) 受注者は、本業務にかかる処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 受注者は、契約後すみやかに作業従事者の体制表(様式5)を報告すること。

9. 再委託に関すること

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する*。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

10. 特記事項

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施のうえ、別紙を発注者に提出すること。

11. 事業担当

〒530-8201

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課

西野 莉奈

Tel : 06-6208-9995

Fax : 06-6202-6964

御中

【発注元担当名】

(担当:.....)

電話: ー

連絡票

下記のとおり、.....について取り扱いよろしく願いいたします。

記

整理番号 (電話機は不要)	対象者氏名	現住所・連絡先
納入期限		備考
令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 一般火災用 <input type="checkbox"/> 台所火災用
令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 一般火災用 <input type="checkbox"/> 台所火災用
令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 一般火災用 <input type="checkbox"/> 台所火災用
令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 一般火災用 <input type="checkbox"/> 台所火災用
【その他連絡事項】		

令和 年 月 日

大阪市福祉局長 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名.....



令和8年度自動消火器設置業務委託(単価契約) 納入報告書

標題について、次のとおり商品の納入、設置を行いましたので報告します。

記

1. 納入、設置台数

令和.....年.....月分

種別	納入、設置台数
自動消火器(一般火災用)	台
自動消火器(台所火災用)	台
合計	台

2. 納入場所

別紙納入先一覧(様式3)、設置業務報告書(様式4)のとおり

令和8年度自動消火器設置業務委託(単価契約) 報告書

NO.		氏名							
受注日	令和	年	月	日	納入・設置日	令和	年	月	日
住所・連絡先	電話 () -								
設置場所	<input type="checkbox"/> 台所(台所火災用) ・ <input type="checkbox"/> 居室(一般火災用)								
【設置前写真】									
【設置後写真】									

【参考様式】

令和 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

事業者名			
担当者名			
連絡先			

2 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。